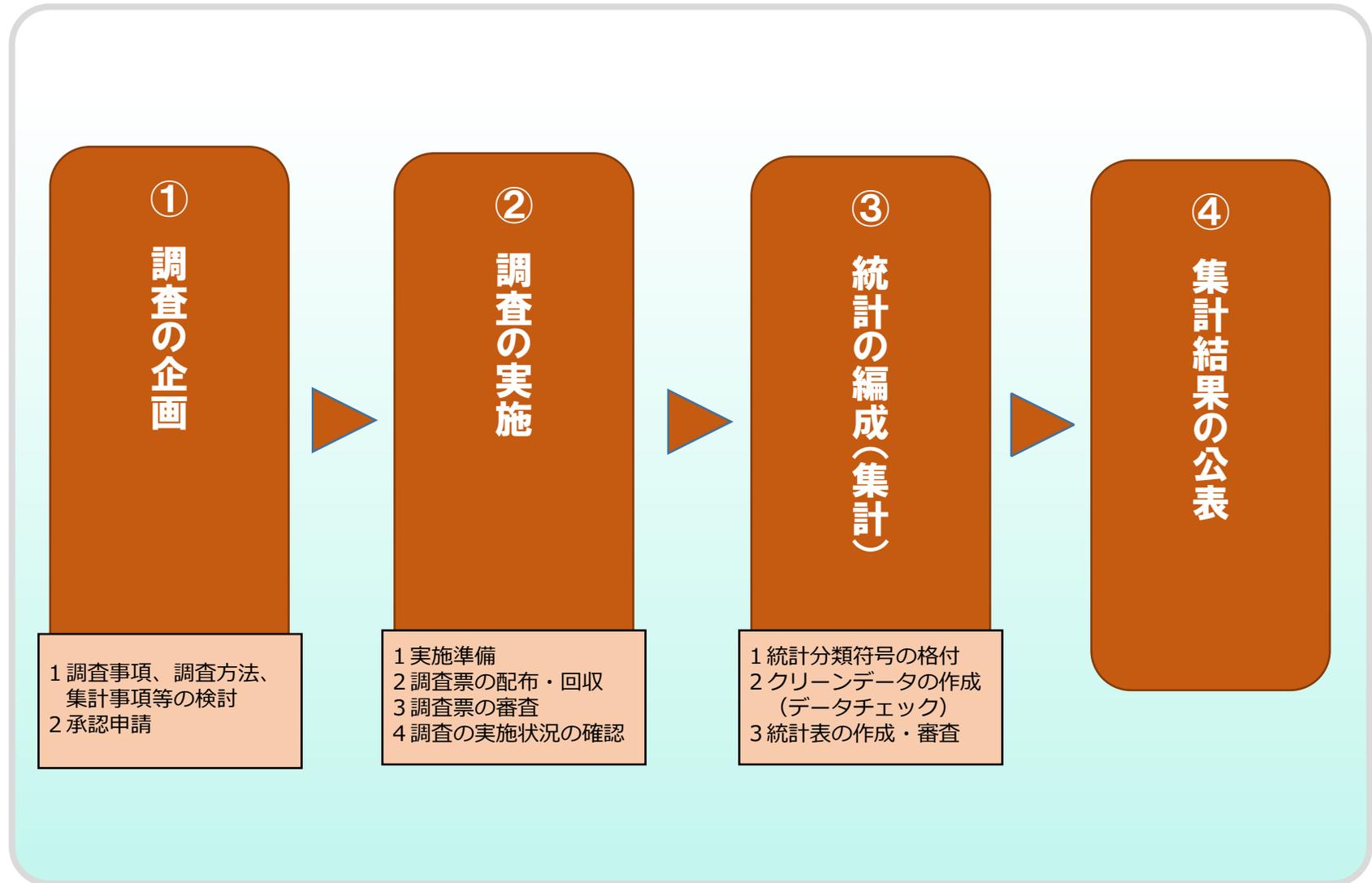


統計局が実施する統計調査の 実施プロセスについて

平成 31 年 3 月
総務省統計局



統計調査の実施プロセス



① 調査の企画

1
集計事項等の検討
調査事項、調査方法、



2
承認申請

1 調査事項、調査方法、
集計事項等の検討

2 承認申請

調査事項、調査方法、集計事項等の検討

- ◆ 外部からの意見等を踏まえ、社会経済情勢等に対応した調査計画（調査事項、調査方法、集計事項）、集計計画を作成
 - ・ 外部有識者からなる研究会を開催し、調査事項、調査方法、標本設計、集計事項等について意見を聴取
 - ・ 自治体を經由する統計調査については、意見交換会の開催、地方出張等により自治体の意見を聴取
 - ・ 必要に応じて、試験調査を実施し、調査事項への回答状況、調査方法の実行可能性等を検証

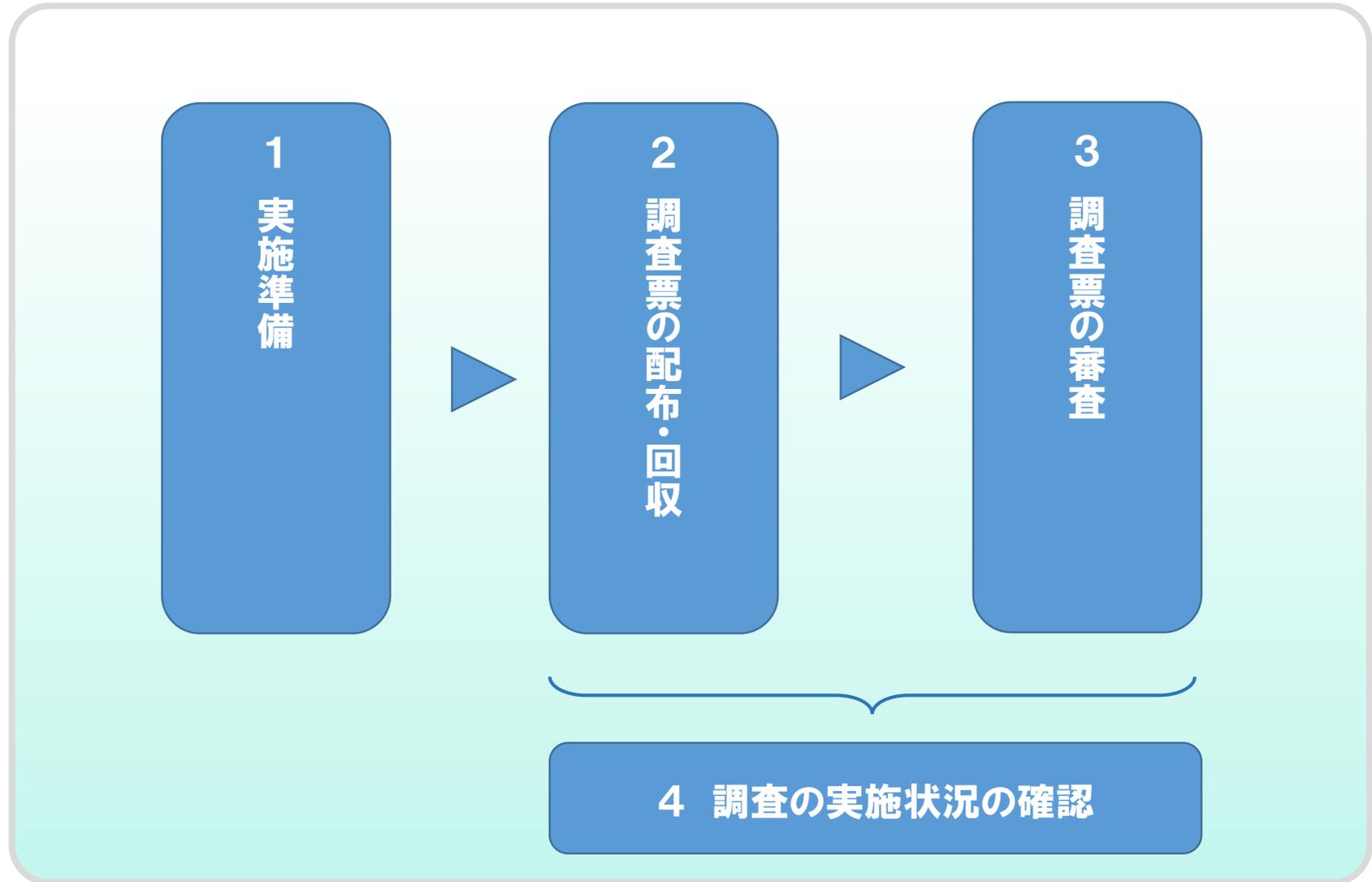
1 調査事項、調査方法、
集計事項等の検討

2 承認申請

承認申請

- ◆ 統計局から総務省（政策統括官室）に対し、調査計画（の変更）について承認申請
- ◆ 基幹統計の場合、統計委員会に諮問・審議、答申
一般統計の場合、政策統括官室において審査、承認

② 調査の実施



1 実施準備

2 調査票の配布・回収

3 調査票の審査

4 調査の実施状況の確認

(自治体を経由する調査員調査の場合)

調査実施方法の周知・徹底

◆調査の実施方法等を自治体に周知・徹底

- ・都道府県等に対する説明会を開催し、調査の趣旨、実施方法、調査票の審査方法等を説明し、周知・徹底
- ・都道府県 (⇒市町村) ⇒調査員 という流れで順次説明会を開催

調査客体の抽出

◆調査計画に基づき、調査客体を抽出

世帯調査:統計局が調査区を抽出し、都道府県(市町村)が事務要領に基づき
調査対象世帯を抽出

企業調査:事業所母集団DBから対象事業所を抽出

1 実施準備

2 調査票の配布・回収

3 調査票の審査

4 調査の実施状況の確認

調査票の配布・回収

- ◆ 調査員が調査客体に調査票を配布・回収
 - ・ 調査員が調査客体に対し、調査の趣旨を説明し、回答を依頼
 - ・ 調査員訪問、郵送、オンライン等により調査票を回収し、必要に応じて督促
 - ・ 価格調査等の他計調査は、調査員が調査票に記入し提出
- ◆ 調査客体からの質問に対応
 - ・ 都道府県（市町村）、調査員が調査客体からの質問に対応
 - ・ 大規模調査においては調査客体からの質問に対応するコールセンターを開設

1 実施準備

2 調査票の配布・回収

3 調査票の審査

4 調査の実施状況の確認

調査票の審査

- ◆回収した調査票は、事務要領に基づき、都道府県（市町村）において内容を審査

審査のポイント

- ・記入漏れ、記入内容の食い違いや不自然な点がないか
- ※ 記入内容に疑問がある場合は、自治体や調査員が調査客体への訪問、電話照会等により確認、訂正

1 実施準備

2 調査票の配布・回収

3 調査票の審査

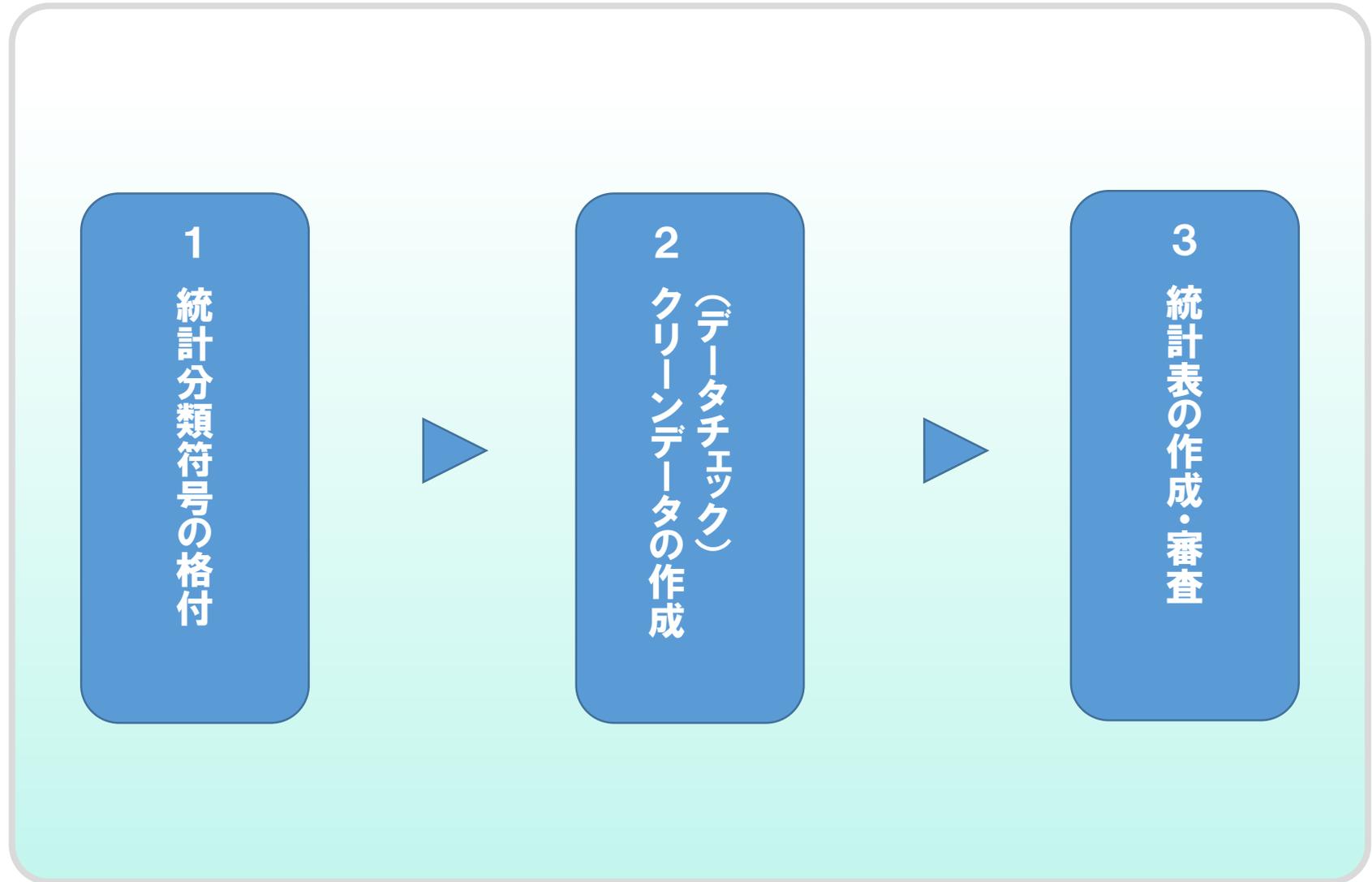
4 調査の実施状況の確認

調査の実施状況の確認

- ◆ 調査の適正な実施を様々な方法により促進、確認
 - ・ 自治体、指導員による調査員の支援
 - 自治体等で調査員からの問合せや相談等に対応
 - 必要に応じ、自治体職員、指導員等が調査に同行して、調査員を補助
 - ・ 調査実施状況を確認（コンプライアンスチェック）
 - 調査客体から無作為に抽出し、別途、はがきなどにより、調査の実施状況を確認

※ 調査の実施プロセスを民間委託する場合、事業者には守秘義務や再委託制限等を課し、実地の業務管理体制を確認。また、定期的な報告を受けるほか、納品検査や監査を実施。

③統計の編成（集計）



③統計の編成（集計）

1 統計分類符号の格付

2 クリーンデータの作成
(データチェック)

3 統計表の作成・審査

統計分類符号の格付

- ◆ 調査票の記入内容について、統計分類の考え方にに基づき、符号格付

(例)	調査票の記入内容	符号格付結果
勤め先・業主などの名称	〇〇惣菜	
事業の内容（産業分類）	<u>惣菜製造小売業</u>	⇒ I 589 その他の飲食料品小売業
仕事の内容（職業分類）	<u>調理人</u>	⇒ <u>533 食料品製造従事者</u>

※「調理人」は、勤務先や実際にその仕事を行う場所により、職務内容が異なる。
「食堂」や「学校給食」の場合、職業分類は、「391 調理人」に分類されるが、上記の例示のように、製造小売業において作り置きで販売するために、惣菜、弁当などを調理するものは、食料品の製造加工を行うものとして、「533 食料品製造従事者」に格付（異なる大分類の格付となる）

- ◆ 格付された分類符号について、担当者を替え、内容に誤りがなにか検査を実施

③統計の編成（集計）

1 統計分類符号の格付

2 クリーンデータの作成
(データチェック)

3 統計表の作成・審査

データチェック

◆データの論理的な誤りを訂正

- ・プログラムによる調査票データのチェックを行い、論理的に誤っている記入内容を検出し、訂正

(例) 世帯人員と世帯主との続き柄

世帯人員が「1人」、続き柄が記入漏れ⇒「世帯主」に補記

※世帯人員が1人の場合、調査票に「世帯主との続き柄」の記入がなくても、「世帯主」であることが自明であるため補記

1 統計分類符号の格付

2 クリーンデータの作成
(データチェック)

3 統計表の作成・審査

データチェック（続き）

◆データを確認、訂正

- ・プログラムによる調査票データのチェックを行い、エラーとは断定できないが蓋然性が低い記入内容を検出
- ・検出内容を（独）統計センターの職員が確認し、必要に応じて訂正

（例）世帯主との続き柄と年齢

「子」、「高齢（例.75歳）」⇒ 確認

※世帯主と子から成る世帯の事例で、「子」の年齢が高齢であることは一般的に稀であるため、（独）統計センターの職員が調査票の記入内容を確認の上、必要に応じて訂正

1 統計分類符号の格付

2 クリーンデータの作成
(データチェック)

3 統計表の作成・審査

統計表の作成・審査

◆統計表を作成

- ・ 集計計画に基づき、集計システムや集計プログラムについて、必要な開発・見直しを実施
- ・ クリーンデータになった個別データを集計し、統計表を作成
- ・ 統計表のうち、個別の調査客体の秘密が漏れるおそれがある数値を秘匿処理※（当該数値を「x」に置き換えるなど）

※ 総務省（政策統括官室）の研究会報告書の考え方を踏まえて実施

◆統計表の数値の妥当性を確認、審査

- ・ 統計表の数値の妥当性を確認し、クリーンデータの作成過程では確認が困難なエラー等が残っていないかを審査

審査内容例：

- ・ 統計表の時系列比較
- ・ 統計表と関連統計との比較